

2020年8月号

(2020年8月15日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

東京：〒142-0062 東京都品川区小山 3-21-10-205

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

雇用調整助成金の延長 最低賃金の動向

新型コロナウイルス感染者が毎日 1000 人以上を数える日々が続いております。いま自分にできる感染防止を一人ひとり取り組んでいきましょう。今回は、雇用調整助成金、毎年 10 月に改定される最低賃金を見ていきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。



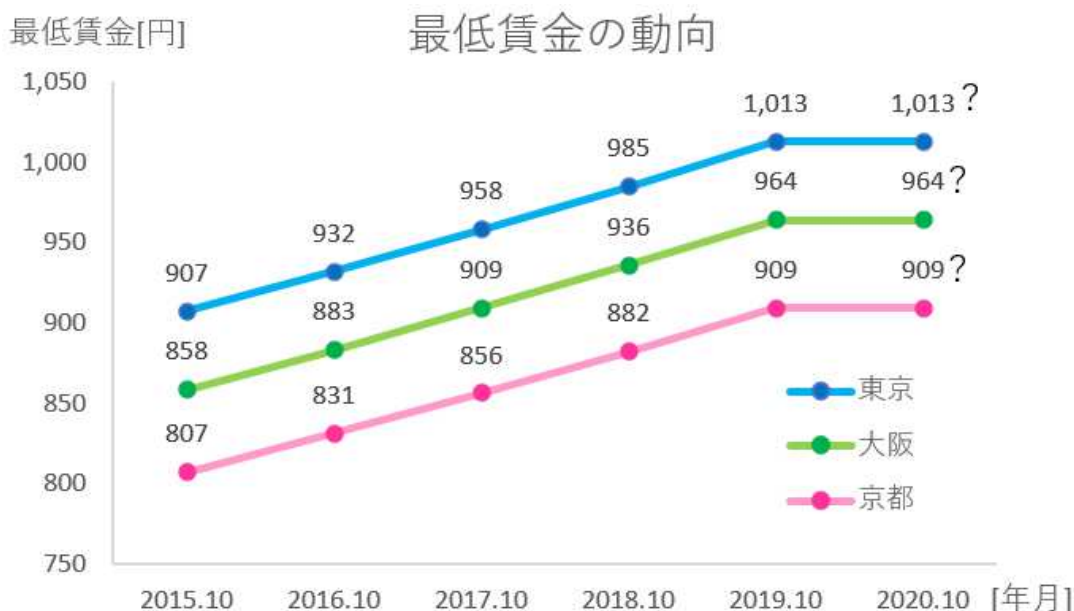
◆雇用調整助成金の延長

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例期間が 9/30 までとなっておりますが、年末まで延長する方針で検討に入ったとのこと。特例期間中は、1 人 1 日の助成額の上限を 1 日 15,000 円にする、労働者へ支払う休業手当のうち最大 10/10 を助成する、などの特例が設けられております。

◆最低賃金の動向

毎年 10 月に改定される最低賃金は、厚生労働省の中央最低賃金審議会が示す目安を参考に、各都道府県の地方最低賃金審議会を経て、都道府県労働局長により決定されます。しかし、中央最低賃金審議会は、7/22「引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」としたこと、最低賃金は据え置きで審議が進んでいくと思われ。

下図は、東京都、大阪府、京都府の最近 5 年間の最低賃金の動向です。



直近 5 年で 1 時間あたり 100 円ほど上がっております。ここ数年で賃金を見直しや確認を行っていないと、気づいた時には最低賃金が下回っている場合がありますのでご注意ください。最低賃金の計算式や、最低賃金に含まれる手当や計算式は、前回の事務所便りをご参照ください。

